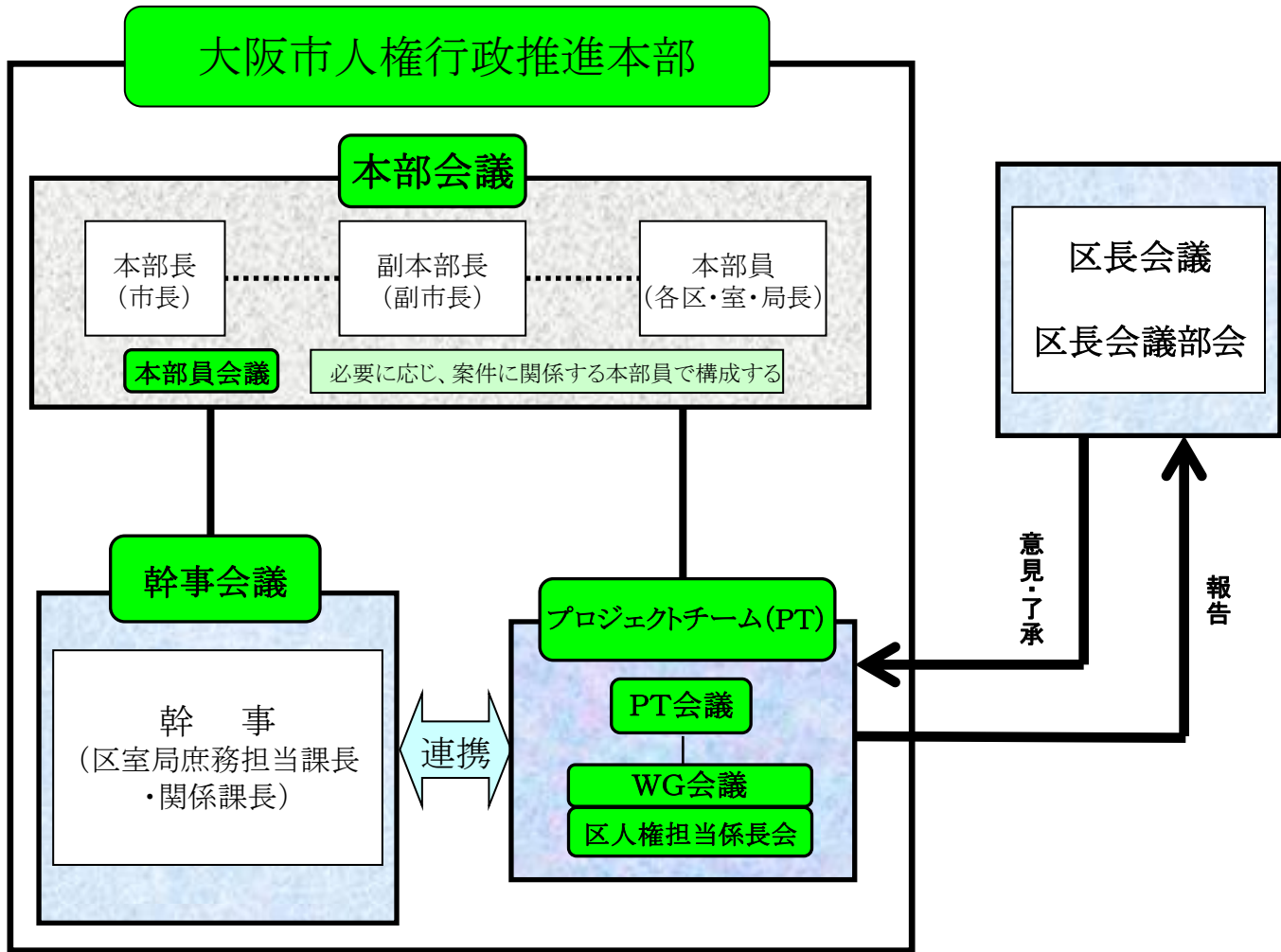


地域における人権啓発のあり方検討PT体制イメージ図



- 検討PTの目的である「地域における人権啓発のあり方検討」については、まず、区においての実情等（啓発手法など）の情報交換を行う。
- 検討PTにおいて出た意見等については、内容に応じて関係室・局にフィードバックを行うとともに、関係室・局からの意見も聴取する。（検討内容の精査）
- 検討PTの検討内容については、「推進本部幹事会議」に報告を行い、幹事からの意見聴取等を行う。
- 検討PTで取りまとめた中間とりまとめは、区長会議部会及び区長会議において報告するとともに意見を頂いた上で最終とりまとめを行う。（最終報告）